参議院議員　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　要請書

　日頃より福島県の原発事故被害からの復興にご尽力に対し心より敬意を表します。

　先ごろ政府は福島県の原発事故避難者の損害賠償や精神的賠償に事実上終期を設ける「復興加速化方針　改定」を閣議決定しました。東京電力もこれに沿って賠償をすすめる考えです。福島県を選挙区選出もしくは出身の皆様には、福島県民の願いに背くこうした施策は撤回するよう政府当局に強く申し入れていただくようお願いいたします。

　さて、国会では集団的自衛権の行使を柱にした「戦争法案」を今にも衆議院で採決をする動きと報道されています。最近のマスコミ各社による世論調査でも過半数が今国会での成立に反対していることにもみられるように、日本を「戦争する国」にする法案に多くの国民は強い危惧を抱いています。

今回の「平和安全法制整備法」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認め、自衛隊が、殺し、殺される戦闘を行うことに道をひらくものとなっています。

「周辺事態法」の一部改正案では、「重要影響事態」(=日本の経済や社会に重要な影響を与える事態)と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を可能になります。また、「武力攻撃事態法」も改定し、日本が攻撃されていないのに「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦するしくみが出来上がります。さらに自衛隊法を改定して、自衛隊員の武器使用を大きく拡大し、米軍への物品・役務の提供も行うことにしようとしています。国連平和活動(PKO)法も改定は、国連決議のない活動にも自衛隊の派遣を可能になる問題があります。このように一つ一つが重要な法案を「一括法案」としていることも大いに問題で、本来一本ずつ慎重に論議されるべきものです。

さらに、米国の戦争を支援するために、いつでも、どこでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法を「国際平和支援法」という名で提案しています。自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になるという、「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。これらは、4月末再改定した日米ガイドラインの内容を反映したものであり、まさに日米が協力して戦争する国づくりをすすめるものです。国会の審議なしに合意したガイドラインも今国会で徹底審議されるべきものではないでしょうか。

地方参考人質疑（埼玉県）では、「議論されていない論点がまだ40個以上はある」（弁護士）と指摘しています。私たちはこのような憲法違反が明白で、提案する内閣の資格が問われるような恥ずべき法案は廃案にすべきと考えますが、少なくとも十分な審議をすべきで民意を無視した強行採決などあってはならないと考えます。戦争をできる国家づくりともいえる「戦争法案」には慎重の上に慎重を期した徹底した国会論議を行うよう、委員の方々にお伝えいただくとともに、御党内の徹底した論議もお願いしその内容を国民にお知らせいただくよう要請いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2015年7月10日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　960-8141　福島市渡利字番匠町15-2

Tel 024-521-5205 fax 024-522-8131

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県民主医療機関連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　北條　徹